

## 生徒心得

### 1. 学校生活の基本的なルールについて

学校は**一つの社会**であり、皆が有意義かつ**快適かつ平和**に集団生活を送るために、一定の決まりがあります。各自が**「決まり事」を守り**、お互いに尊重し合うことが大切です。

#### ① 服装等

本校には指定の制服があり、本校の制服規定（生徒手帳に記載）を確認し、制服を正しく着用すること。夏期・冬期の**指定された制服**を着用すること。指導に従わない場合は、学年・生徒部指導等を実施する。（移行期間に生徒指導部から、その時期の服装一覧を出すので確認すること）

また、**化粧・つけまつ毛・カラーコンタクト、ピアス、等**は、学校生活にふさわしくないので禁止する。

#### ② 髪の毛

**髪の毛の染色・脱色・変形・パーマ・エクステ等**過度な加工は、学校生活にふさわしくないので**禁止**する。

指導に従わない場合は、学年・生徒部指導等を実施するなど厳しく指導する。

#### ③ 遅刻・欠席

時間を守ることは社会の基本的なルールである。遅刻が多いと進級できなくなる場合もある。各学年、遅刻の数が規定回数を超えた者は、学年及び生徒部より遅刻指導を受けることになる。回数が多い者や改善の見られないものには**特別指導を行う**。最初は学年指導、次回からは生徒部指導、副校長指導、校長指導と指導段階が上がる。

#### ④ アルバイト

アルバイトは**原則禁止**。家庭の事情等やむを得ない場合は、保護者の承諾を得た上で、担任に届け出る。

#### ⑤ びん・缶・ペットボトル類の持ち込み

校内のゴミの減量化のために、上記の物は校内への持ち込みを原則として禁止する。また、校内には自動販売機が設置されているが、使用は必要最小限にすること。

#### ⑥ 携帯電話・スマートフォン・SNS等

**端末は朝のHR～帰りのHRまで使用禁止としている**。違反した場合は、学校で預かる。特に審査中の操作は不正行為として扱い、特別指導の対象となる。**SNSについては他人への中傷、悪ふざけの記事、写真など特別指導になるので注意すること**。本校SNS利用上の注意に従い、ルールを守ること。

#### ⑦ 外出・早退

昼休み等の外出は禁止している。現在、校内でパン・弁当の販売はないので、**昼食を各自で用意**して登校すること。

早退は許可が必要。「早退届」を担任に提出すること。

#### ⑧ 自転車通学

自転車での通学は登録許可制になっている。「**自転車通学届**」を提出すること。交通ルールを守り、安全運転で登校し、学年で定められた位置にきちんと施錠して駐輪すること。違反者は、厳重に指導する。

また、自転車に乗る際は、傘差し、イヤホン着用、猛スピード、蛇行、並走、二人乗りをするなど危険な行為はしないこと。また、不法な改造もしないこと。尚、**雨かっぱ**を購入していない者、**保険に加入していない者**は、自転車通学届を許可しない。

### 2. 特別指導について

学校は集団で安心して学ぶ場でなければならない。高校では、そのためのルールがあり、ルールを破った場合は、さまざまな形で反省を求められる。これが特別指導である。特別指導には、学年指導・校長訓戒・謹慎・進路変更がある。以下の内容は全て指導対象である。そのようなことがないようにすること。

#### ①喫煙・暴力・窃盗・恐喝・飲酒

**校内外を問わず、指導対象**

#### ②バイク・原動機付き自転車及び車による通学

バイク・原動機付き自転車及び車による通学は指導対象である。次の場合も全て同様の指導となる。

- ・下校後、**制服のまま**バイクに乗る。
- ・私服でバイク・車に乗り、**学校に立ち寄り**（休日も同様）。
- ・通学時、**保護者以外**の運転するバイク・車に同乗する。

#### ③ 考査（テスト）における**不正行為**

不正行為を行うと、その科目は0点で指導対象となる。次の場合も同様である。

- ・準備行為（カンニングペーパー用意・教科書等を開いて机の中に入れておく）
- ・テスト中の携帯電話の操作（全て）
- ・テスト中のおしゃべり・わき見・独り言

#### ④ 器物破損

以下の内容は全て指導対象である。相当額の費用を弁償してもらうことになる。

- ・故意に破損する、汚す（壊れることが予想できる場合を含む）。
- ・感情を物にぶつけて破損する。
- ・ふざけていて物を壊す。

## ⑤いじめ

特に身体接触がなくとも、当人に苦痛を与え続けた場合は、いじめとして指導される。最悪の場合、進路変更になる場合もある厳しい指導内容となっている。そして、集団を破壊する行為であり、絶対に許されない行為である。

## ⑦その他

授業妨害・先生に対する暴言・迷惑行為等**全て指導対象となる**。一度、何らかの特別指導を受けたあと特別指導を繰り返し受けると、指導の内容が重くなり、進路変更となる場合もある。

また、本校教職員が指導に値すると判断する全ての行動に対し、指導を行う。

### 【付記】

更衣室や人のいない教室で現金・貴重品等の紛失・盗難が発生することがあるので次の点に留意すること。

- ・多額の現金は持ってこないこと。**(生徒間の金銭のやりとり・貸し借りは禁止とする)**
- ・財布や定期券、その他貴重品は必ず身に付け持ち歩くこと。(自己責任となる。)
- ・持ち歩けない場合は、**鍵のかかるロッカーにしまうこと**。
- ・体育・芸術等、**教室移動**すべき時間に教室に居残ったり、廊下をうろついたり、不審な行動をとらないよう気をつけること。疑わしい行為が見受けられた際、持ち物検査をする場合がある。
- ・**教室を移動する際はカバンのチャックを閉め、それを椅子の下に入れ、教室のカーテンを開けること**。

## 3. 課外部活動・生徒会活動について

学校では授業のほかに、委員や係の仕事もある。それぞれ重要な役目があるので、決められた通りに実行すること。

### ① 部活動

文化系・運動系ともに活発に活動している部活動がたくさんある。どの部に入るか、よく考えること。4月当初に仮入部期間があり、全員必ず、どれか一つの部には加入して試すこと。本校は部活動を大切にしている学校である。基本的には中学の時に行ってきた部活動を継続することが望ましい。

### ② 生徒会活動

各クラスで各種委員・係を選出する。一人一役必ず割り当てられる。自分たちの学校であるので自主的な学校運営を考えて、より良い深沢高校を作っていくこと。

### ③ 体育行事・文化祭

学校行事は実行委員会が中心となって、各学年、クラスの協力のもと生徒が中心になり運営する。競技や催し物の企画立案、準備・運営に皆で協力して、楽しい行事にすること。

## 4. 旅行・レクリエーション

①学割が必要な場合は、所定の用紙を使用する。用紙に必要事項を記入し、担任（担任が不在の場合は副担任・学年・または日直）の先生の印をもらった上で、事務室に提出する。発行には時間がかかるので、1週間前には手続きをすること。

②海・川・湖・山等に出かける場合、特にそれらの場所でのスポーツを伴う場合は、必ず、保護者の許可を得ること。単独で出かけたり、未経験者だけで出かけたりしてはならない。保護者には日程・場所・同行者・緊急連絡先を必ず知らせておく。事前のトレーニングや現地での準備運動を十分に行い、事故の防止に努める。また、危険を伴う登山は全面的に禁止とする。行動においては、安全を第一に考えて、無謀な行動はしないことを心がけること。

## 5. 交通安全

自動二輪車・原動機付自転車を運転する際は、次のことを厳守すること。

・無免許運転は絶対にしてはならない。また、運転する際は必ず免許証を携帯すること。

・**登下校には、絶対に使用してはならない**。下校後も着替えてから運転すること。

\*保護者から自動二輪、自動車で送迎してもらう場合（怪我などで）は、担任に届け出ること。

## 6. 生活態度・行動

①規則正しい生活をする。昼と夜が逆転したような生活をしないこと。

②無断外泊をしないこと。深夜徘徊は指導の対象であり、迷惑行為は行わないこと。

③飲酒、喫煙、薬物（覚醒剤・大麻・シンナー等）の使用、暴力行為、万引き、窃盗、家出、賭博等の違法行為や犯罪行為は絶対にしないこと。

④物事の善悪をしっかりと判断し、自分がいけないと思うこと、自分がいやだと思うことは、きっぱりと断る勇気を持つこと。また、悩み事や解決が困難なことがある場合は、家族、友人、先生、カウンセラー場合によっては警察や医師などに相談すること。

**当たり前のことを当たり前でできて、他の人から好かれる（愛される）人になろう。**